# 国土交通省定員規則 （平成十三年国土交通省令第二十八号）

#### 第一条（本省及び各外局別の定員）

国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

#### 第二条（本省及び各外局の各内部部局、各審議会等、各施設等機関、各特別の機関及び各地方支分部局別の定員）

本省及び各外局の各内部部局、各審議会等、各施設等機関、各特別の機関及び各地方支分部局別の定員は、前条に定める本省又は各外局別の定員の範囲内において、国土交通大臣が別に定める。

# 附　則

この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、平成十三年一月六日から施行する。

##### ２

この本部令は、その施行の日に、国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）となるものとする。

# 附　則（平成一三年三月二九日国土交通省令第六六号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一四年四月一日国土交通省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十四年四月一日から適用する。

# 附　則（平成一五年四月一日国土交通省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十五年四月一日から適用する。

# 附　則（平成一六年四月一日国土交通省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。

# 附　則（平成一七年四月一日国土交通省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十七年四月一日から適用する。

# 附　則（平成一八年三月三一日国土交通省令第四八号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一九年四月一日国土交通省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

# 附　則（平成二〇年三月三一日国土交通省令第一四号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年九月三〇日国土交通省令第七九号）

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一二月二六日国土交通省令第一〇九号）

この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）の施行の日（平成二十年十二月三十一日）から施行する。

# 附　則（平成二一年三月三一日国土交通省令第一七号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年八月二八日国土交通省令第五四号）

この省令は、平成二十一年九月一日から施行する。

# 附　則（平成二二年四月一日国土交通省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二三年三月三一日国土交通省令第三一号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二四年四月六日国土交通省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十四年四月一日から適用する。

# 附　則（平成二五年五月一六日国土交通省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年四月一日から適用する。

# 附　則（平成二六年二月一三日国土交通省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二六年三月二六日国土交通省令第三〇号）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年四月一〇日国土交通省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の国土交通省定員規則（以下「新規則」という。）第一条及び次項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

# 附　則（平成二七年九月一八日国土交通省令第七〇号）

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年三月三一日国土交通省令第二八号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二八年一二月二八日国土交通省令第八六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二九年三月三一日国土交通省令第一五号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年三月三〇日国土交通省令第二三号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三〇年一二月二七日国土交通省令第九二号）

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

# 附　則（平成三一年三月二九日国土交通省令第三〇号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

# 附　則（令和元年一〇月二四日国土交通省令第四一号）

この省令は、令和二年一月七日から施行する。

# 附　則（令和二年三月三〇日国土交通省令第一八号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

# 附　則（令和三年三月三一日国土交通省令第三〇号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

##### ２

本省の定員は、次の表の期間の欄に掲げる期間においては、改正後の第一条の規定にかかわらず、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。